

議 事 日 程 （第2号）

平成20年9月19日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 認定第2号 平成19年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第3号 平成19年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第4号 平成19年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第5号 平成19年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第6号 平成19年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第7号 平成19年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第71号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について

日程第9 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番 安 江 利 英
3番 今 井 保 都
5番 安 江 浩
7番 熊 澤 光 介

2番 服 田 順 次
4番 安 倍 徹
6番 安 江 祐 策

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 安 江 眞 一
参 事 今 井 俊 郎
総 務 課 長 楯 光 一
産業建設課長 松 岡 安 幸
診療所事務局長 安 江 裕 尚
住 民 係 長 樋 口 章 久
林務商工係長 安 江 任 弘

教 育 長 安 江 雅 信
会 計 管 理 者 安 江 清 高
村 民 課 長 安 江 弘 企
教 育 課 長 安 江 宏
産業建設課長補佐
兼建設係長 小 池 毅
農 務 係 長 今 井 英 樹
監 査 委 員 安 江 正 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 河 田 孝

◎開議の宣告

○議長（今井保都君）

本日の出席議員は7名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井保都君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、1番 安江利英君、2番 服田順次君を指名します。

◎認定第2号から認定第7号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（今井保都君）

日程第2、認定第2号 平成19年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7、認定第7号 平成19年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を、決算認定関連として一括議題とします。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催し、決算の質疑を行っていただきます。

午前9時36分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（今井保都君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程中の認定第2号から認定第7号までの6件について質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1番 安江利英君。

○1番（安江利英君）

今回の議会において、僕はこれで3年目になりますので、3回の決算結果を見せてもらったということになろうかと思います。初年度につきましては、前村長の予算であったし、ここ2年、この19年度は安江眞一村長の結果ということで、全体として見ましては、繰越金が十二、三%ということでかなり余裕が見られて、しっかりとしたことがなされておるなあということ、これも計画的にやられておることだろうと思いますので、ますますこういったことも考えていただきたいと思います。ほかの議員の方々からも、もう少し目的意識のあるところへはしっかりと使っていった方がいいんじゃないかというような意見も出ておったようですので、これからはこんなことも加味してい

ただきたいなということを考えております。

それから一番気になったのは、ずうっと見ておりまして、税金の滞納と未払い金の金額がだんだんふえていくということなんです。私は企業会計をやっております、監査の人から指摘されたのが、企業でいいますと未収金とか、そういう不良債権ということになろうかと思いますが、そういうものがふえていくことを黙って見ていることは一番よくないぞと言われたことがあります。ここを見ておりまして、だんだんふえてきている。さらには、ことしあたりでいくと、税金、それから国保の関係、それから保育料、それからまた利用料ということになろうかと思いますが、全体を総合しますと7,500万ぐらいではないかというようなことを言われておりますけれども、やはりしっかりと手だてを考えて回収するということをきっちり考えていかないと、納税は国民の義務でありますので、義務を果たさない人には権利も生じませんので、その辺もよく考えて、職員の方々も努力されているとは思いますが、努力の仕方というものいろいろと段階があると思いますので、しっかりと勉強していただいて、しっかりと払っていただいて村に貢献してもらうことがその人のためにもなろうかということを考えますので、そういったことも考えてやっていただきたいなということを思います。

それからもう一つですが、ことしも農業生産物の価格の下落ということで、豊作貧乏というようなことになりました。お茶につきましても、本当に製品のいいものができたわけですが、流れの中で価格維持ができない。さらに燃料高、肥料高騰等でお金が取れないという状態が、お茶だけでなくトマトにも響いてきているわけです。これは単発的なものならいいのですが、今考えてみますに、ここ二、三年はこういった状態が続くであろうということが考えられますので、今後予算を考えていく折にも、こういったことを考えて、村民、それから農民の方々が頑張って生産していただけるようなことを考えていかないと、農地荒廃にもつながっていくおそれが十分出てくるんじゃないかというようなことを考えておりますので、これからの政策の中で、今言ったようなことを十分考えてやっていただけるようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいまの御意見でございます。財政についてはおっしゃるように、なるべく内輪で余裕ができるようにということで予算は立てておりますが、残った分についてはもちろん有効に使っていききたいと思いますし、お説のように伸ばしたいところへ意識的に使うということが大切だろうと思っております。

それから滞納につきましては、昨日の8町村の会においても、どこの町長さんのお話を聞いてもなかなか名案はないようでございますが、税務署からお見えになった方は、特別徴収、引き落とし、毎月の請求書の発送、月々に払ってもらうようなことをすると何%かは改善するという過去のデータもあるそうでございますので、こういうことも考えていかななくてはならないと思いますし、また恐らく意識的にという方はないだろうとは思いますが、本当に苦しくて払えない方と、ひょっとす

れば払えるんじゃないかなあと思われるような方もあるわけですので、それぞれに個々に分けて考えながら、ただお願いに行くだけということも係も無駄足になりますので、ぜひそこら辺のところを考えながら、何とかふえないように、少しでも減っていくようにという努力をさせていただきたいと思います。

それからもう一つ、農業の問題ですが、この問題は、例えばお茶、単価が安い、そうすると肥料代も出ない、手間賃はおろか肥料代もないというような方のお話ですと、少しばかりのお茶はつくらない方がいいんじゃないかと。こうなりますと、底辺がだんだんと狭まってまいりまして、せっかくここまで白川のお茶ということでやってまいりました農業政策の転換を迫られるということになるわけでございます。では村はどういう支援をするのかということになるわけですが、今までは製茶工場の債務負担とか、防霜ファンの補助とか、そういう貢献の仕方をしてまいったわけですが、お茶だけでなく水田でもそうですが、農地が荒廃をするということに歯どめをかけなくてはならないわけで、今年度から新世紀工房の方へ1人派遣をいたしまして、現状を把握しております。ことしどれだけのことをやったかということ、つくれない人の水田を借りて豆をつくる、そんなことをやってみたわけですが、それが荒廃の歯どめになるということは、もう少し大きくつくれない人のものは借り上げて集約をしてつくっていくということを考えなくてはなりません。今の急傾斜地の直接支払い制度もあと1年でなくなるのか、次に同じような制度ができるのかは全くわからないわけですが、いずれにしても、あと1年、今のままこの制度で行きますので、その後、じゃあ新世紀工房の農業サポート部をどうするのかということ、これは喫緊の課題であって、本当にあと1年でございまして、しっかり現状を把握しながら今後の体制をとっていかなくてはならないと思っておりますので、また御指導をいただきたいと思います。

○議長（今井保都君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

2番 服田順次君。

○2番（服田順次君）

賛成討論を行いたいと思います。

平成19年度一般会計並びに特別会計の決算認定に当たり、賛成の立場で御意見を申し上げます。

平成19年度は、目まぐるしく移り変わる内外情勢と国の財政再建を旗印に、地方には厳しい背景の中、安江眞一村長の実質の予算執行となりました。前年度発表された実質公債費比率を踏まえ、

公債費適正化計画のもとに予算編成をされました。「安心して暮らせる東白川」をスローガンに、行政のスリム化を目指して、課設置条例の改正や庁内プロジェクトチームを設置して諸問題に対応されました。施策においては、第三セクターの自立を目指し、公設民営化に取り組みました。また、平成16年度に決定しておりました病院の診療所化も実現することができました。諸事業においては、ハザードマップ事業、村営住宅改修事業、美濃東部地域農用地総合整備事業、高齢者共同住宅対策事業、ムクハウス支援事業、高校生通学支援事業、放課後子ども教室推進事業などあります。

以上、最少の経費で最大の効果を上げるべく、限られた財源の中で努力されたことに敬意と評価を申し上げます。今後は、小学校の大改修など控えておりますが、住民サービスの低下を招くことなく、村民の福祉向上に庁内一丸となって引き続き努力されることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（今井保都君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成19年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成19年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括して採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。認定第2号 平成19年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成19年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、認定第2号 平成19年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成19年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件は、原案のとおり認定されました。

◎議案第71号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井保都君）

日程第8、議案第71号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

6番 安江祐策君。

○6番（安江祐策君）

議案第71号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について。

右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成20年9月19日提出。提出

者、安江祐策、賛成者、安倍徹、賛成者、安江浩。東白川村議会議長 今井保都様。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また旧緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画」に基づき平成19年度末で解散し、水源林造成事業等は森林総合研究所に継承される措置が講じられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収資源対策の推進はもとより、特に国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるよう、左記事項の実現を強く要望する。

一つ、森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め、安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出を図ること。

2. 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備・機械化推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興を図ること。

3. 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与のもとでの森林整備制度を創設すること。

4. 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年9月19日、東白川村議会議長 今井保都。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、林野庁長官あて。以上でございます。

○議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第71号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（今井保都君）

日程第9、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

6番 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

平成20年9月19日、東白川村議会議長 今井保都様。議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. その他議会運営上必要と認められる事項、6. 議長の諮問事項に関する調査について。以上でございます。

○議長（今井保都君）

お諮りします。委員長の申し出事項については、閉会中における継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（今井保都君）

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成20年第3回東白川村議会定例会を閉会します。

午後1時40分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員